

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	教育委員会事務局及び教育機関
監査の種類	平成30年度 定期監査（30監第76号 平成31年3月29日報告）
措置を講じた者	いわき市教育長
通知を受けた日	令和元年6月10日

指摘一覧	措置通知日
是正改善を要する事項	
1 収入事務（その1） 行政財産目的外使用許可に係る収入事務において、当該許可施設に附帯する諸設備の使用に係る経費負担を求めている例が認められた。	未措置
2 収入事務（その2） 行政財産の附帯設備使用に伴う収入事務において、私用電気料等の算出に誤りのある例が認められた。	未措置
3 収入事務（その3） 運動場照明設備使用料に係る収入事務において、使用料が前納されていない例が認められた。	令和元年 6月10日
4 支出事務 補助金の交付事務において、補助金交付要綱が整備されていない例が認められた。	令和元年 6月10日
5 契約事務（その1） 契約事務において、指名競争入札に関する事務が適切になされていない例が認められた。	令和元年 6月10日
6 契約事務（その2） 住宅の賃借に係る契約事務において、債務負担行為等の必要な措置が講じられていない例が認められた。	令和元年 6月10日
7 契約事務（その3） 契約事務において、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置が講じられていない例が認められた。	令和元年 6月10日
8 契約事務（その4） 契約事務において、契約書どおりの履行がなされていない例が認められた。	令和元年 6月10日
意見又は要望とする事項	

指摘一覧		措置通知日
1	特定事項（個別管理計画の策定について）	令和元年 6月10日
2	特定事項（奨学資金貸与基金について）	令和元年 6月10日
3	特定事項（学校給食事務について）	令和元年 6月10日

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>3 収入事務（その3）</p> <p>運動場照明設備使用料に係る収入事務において、使用料が前納されていない例が認められた。</p> <p>※ 市公立学校運動場照明設備使用料条例第3条では、運動場照明設備の使用許可を受けた者は、使用料を前納しなければならないと規定されているが、平成30年7月24日の学校体育施設使用許可において、施設使用日の初日である同年8月2日までに、使用料が納入されていなかった。</p> <p style="text-align: right;">（学校支援課）</p>	<p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>市公立学校運動場照明設備の使用料については、年間約2,500件の納付書を発行しております。</p> <p>使用許可に対する申請書の受付は各学校で行い、許可、納付書発行は学校支援課で行っておりますが、申請日と施設使用日の間に十分な日数がない場合も多く、使用料の前納を確認することが十分でなかったものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>使用料の前納を徹底し、納入遅延を防止するため、学校及び使用団体に対し、申請日と施設使用日の間に十分な日数を確保するよう通知を行ったほか、申請書の注意事項にも追記したところです。</p> <p>今後は収納管理を徹底し、適正な事務処理に努めて参ります。</p>
<p>4 支出事務</p> <p>補助金の交付事務において、補助金交付要綱が整備されていない例が認められた。</p> <p>※ いわき市小学校陸上競技大会開催補助金の交付に係る事務について、個別の補助金交付要綱が整備されていなかった。補助金等の交付にあたっては、公平性や透明性の確保を図る観点から、市補助金等交付規則のほか、要綱において、補助事業の目的、補助限度額、補助率及び具体的な手続等を明確に定める必要がある。【類例1件あり】</p> <p style="text-align: right;">（学校教育課）</p>	<p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>これまで、認識不足により「いわき市補助金等交付規則」を事務処理根拠として補助金の交付を行ってきたものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>平成31年4月1日に「いわき市小学校体育大会出場補助金交付要綱」を制定したところであり、令和元年度の補助金交付から適用していません。</p>
<p>5 契約事務（その1）</p> <p>契約事務において、指名競争入札に関する事務が適切になされていない例が認められた。</p> <p>※ 平成30年度デジタル教科書・教材用機材</p>	<p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>事前確認の際、入札参加の意思がある事業者が1者のみであったため、本来であれば随意契約とすべきであったところ、入札・契約事務に</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>一式賃貸借契約に係る指名競争入札において、1者のみを選定した指名競争入札がなされていた。</p> <p>(学校教育課)</p>	<p>ついでに認識不足により、1者のみを選定業者とした指名競争入札を実施したことによるものです。</p> <p>[措置した内容]</p> <p>入札・契約時の事務処理について遺漏のないよう、関係規定に基づいた処理を行うとともに、組織として重層的なチェック体制の強化を図り、令和元年度契約からは適正に処理して参ります。</p>
<p>6 契約事務 (その2)</p> <p>住宅の賃借に係る契約事務において、債務負担行為等の必要な措置が講じられていない例が認められた。</p> <p>※ 外国語指導助手用の公舎の賃貸借については、契約期間を平成29年8月1日から平成31年7月31日までとしていることから、地方自治法第214条の規定に基づく債務負担行為を設定しておくか、同法第234条の3に規定する長期継続契約を適用し、次年度以降の予算額に減額等があった場合は契約を解除する旨のいわゆる「条件付解除条項」を契約書に設ける必要があるが、いずれの措置も講じられていなかった。</p> <p>(総合教育センター)</p>	<p>[指摘事項が発生した原因]</p> <p>契約事務についての認識不足により、「条件付解除条項」の記載がない契約書を作成してしまったものです。</p> <p>[措置した内容]</p> <p>契約相手方の同意を得た上で、「条件付解除条項」を追記する変更契約をしたところであり、令和元年度からは適正に処理して参ります。</p>
<p>7 契約事務 (その3)</p> <p>契約事務において、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置が講じられていない例が認められた。</p> <p>※ 施設整備課の四倉中学校プール污水管および浄化槽放流ポンプ修繕に係る契約事務について、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項の規定による「契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、契約等の相</p>	<p>[指摘事項が発生した原因]</p> <p>通常、請書に暴力団排除措置（以下「排除措置」という。）の記載がない場合は、請書を受け取る際に受注者に対して排除措置に係る説明と確認を行い、排除措置を記した定型の印判を請書に押印しております。</p> <p>今回、御指摘のあった修繕は、請書を受け取る際に、排除措置を記した定型の印判の押印が漏れてしまったものであり、チェック不足が要</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>手方が排除措置対象者に該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等の必要な措置」が講じられていなかった。</p> <p>また、学校支援課の三和学校給食共同調理場浄化槽微細目スクリーン修繕においても、同様の例が認められた。</p> <p>(施設整備課、学校支援課)</p>	<p>因と考えられます。</p> <p>(施設整備課)</p> <p>いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱における「契約等」の定義に「施設修繕」が含まれていないものと認識し、契約書への契約解除条項の規定文等を記載していなかったものです。</p> <p>(学校支援課)</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>排除措置を記した定型の印判を請書に押印しました。</p> <p>今後は、あらかじめ排除措置を記した定型の請書を用意し、締結前に受注者へ配布する対応を基本といたします。</p> <p>なお、措置の記載がない請書を持参してきた受注者に対しては、引き続き定型の印判の押印による対応を行います。職員二人以上によるチェック体制を徹底して参ります。</p> <p>(施設整備課)</p> <p>今後遺漏のないよう、契約書の様式に、排除措置対象者であることが判明した場合に契約解除できる規定文を記載しました。</p> <p>(学校支援課)</p>
<p>8 契約事務 (その4)</p> <p>契約事務において、契約書どおりの履行がなされていない例が認められた。</p> <p>※ 平成30年度デジタル教科書・教材用機材一式賃貸借契約 (稼働基準日:平成30年9月1日) においては、仕様書により、導入前の提出物として機器仕様書や導入工程表、導入後の提出物として運用、操作に関するマニュアルや動作確認受領書などが定められているが、監査開始時点 (平成30年11月16日) において、これらの提出物を受領していなかった。</p> <p>(学校教育課)</p>	<p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>契約後の事務処理についての認識不足により、仕様書に記載された提出物を受領していなかったことによるものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>受領すべきであった提出物については、契約相手方に提出を依頼し受領したところであり、今後は、契約内容に関するチェック体制の強化を図り、適正な事務執行に努めて参ります。</p>

意見又は要望とする事項	措置した内容
<p>1 特定事項（個別管理計画の策定について）</p> <p>平成29年2月に策定された「市公共施設等総合管理計画」は、公共施設等のマネジメントに関する市の基本方針として定められたものであり、国の「インフラ長寿命化基本計画」等も踏まえながら、人口減少等による公共施設等の利用需要の変化を見越し、長期的な視点をもって計画的に更新・統廃合・長寿命化することにより、財政負担の軽減・平準化と公共施設等の最適配置を実現し、時代に即したまちづくりを行うことを目的としている。</p> <p>総合管理計画策定から2年が経過し、現在は、計画に定めた取組みの方向性や平成29年3月にまとめられた「施設分類別取組工程表」に従い、各公共施設等を所管する部署ごとに具体的な施設管理計画（個別管理計画）等を策定し、適正な施設配置や維持管理に向けた取組みを実施する段階となっている。</p> <p>教育委員会は、文化センターや公民館、小中学校、教職員住宅、学校給食共同調理場、図書館などといった多数の施設を所管しており、延床面積は、本市の公共施設全体の約35パーセントを占めている。教育施設の適正化の成果が、本市全体の公共施設の適正化に大きく影響することから、平成30年10月に「教育施設マネジメントの適正化に向けた基本方針」を策定し、教育委員会全体で一体的な取組みを進めるとしている。</p> <p>個々の施設においては、生涯学習プラザは既存の更新計画を個別管理計画とし、体験型経済教育施設及びいわき総合図書館は平成29年度に教育委員会としての個別管理計画案の作成が完了している。また、小中学校については、平成30年6月に「学校施設整備基本方針」を策定し、平成31年度中の個別管理計画策定に向けた取組みが進められており、教職員住宅や学校給食共同調理場について</p>	<p>学校支援課が所管する、小中学校、教職員住宅及び学校給食共同調理場の個別管理計画については、令和元年度中の策定を目標として、現在作業を進めております。</p> <p>また、生涯学習課が所管する公民館については、学校施設の個別管理計画を踏まえて、学校施設等との複合化の可能性や、公民館単体としての存続、学校以外の施設との複合化、または、民間の類似施設等がある地域については、用途変更や廃止を検討する等、整備の方向性やその基準等を定め、公民館施設個別管理計画の柱となる「公民館整備のあり方」について、令和2年度までに策定することとしております。</p> <p>その後、「公民館整備のあり方」に基づく、個別具体的な公民館の管理計画については、令和4年度までの2年の間で、できる限り早期の策定に努めて参りたいと考えております。</p>

意見又は要望とする事項	措置した内容
<p>も、平成31年度中の策定を目標としている。一方、公民館については、平成32年度までに施設の複合化、集約化、用途変更など今後のあり方について方針を決定し、個別管理計画は平成34年度までに策定するとしている。</p> <p>国は、平成32年度までに個別管理計画を策定するよう地方公共団体に要請しており、集約化・複合化や長寿命化などを対象とした有利な財源である公共施設等適正管理推進事業債も、現在のところ平成33年度までの措置とされている。教育委員会においては、社会教育施設の管理等を市長部局が担うことを可能とする法改正の動きも見据えつつ、公民館に係る年次計画の見直しを検討するほか、その他の施設も遅滞なく個別管理計画の策定を進め、必要な財源の確保と、所管施設の適正な配置等につなげることを望むものである。</p> <p>2 特定事項（奨学資金貸与基金について）</p> <p>基金については、地方自治法の定めるところにより、条例で定めた特定の目的に応じて、确实かつ効率的に運用しなければならず、本市では、市財務規則のほか、市公金の管理及び運用に関する基準や、基金運用マニュアルを定め、その管理・運用を行っている。基金を所管する部署では、基金ごとに、基金台帳の管理、運用益収入に関する事務、基金現況報告書や、基金運用状況調書、年間資金計画書の作成を行っており、会計室では、同じく基金ごとに、基金に属する現金の口座管理や、預金及び債券への運用を行っているところである。</p> <p>本市には、平成31年2月末時点で75の基金があるが、そのうち約3割を占める24の基金が、市奨学資金貸与基金条例に基づき設置されたものである。当該貸与基金は、単一の事業である奨学資金貸付金の財源となるが、寄</p>	<p>本市奨学資金貸与基金については、御指摘のとおり、寄附者からの、教育振興等に役立ててほしいという意向により、多額の寄附を受けております。本市としては、寄附者が教育行政に多大なる寄与をした顕著な功績に対して、感謝状を贈呈し、寄附者の名を冠した基金を新設してきた経緯があります。</p> <p>また、基金の名称については、寄附者の意向に沿って条例を制定しており、企業からの寄附においては、企業名の変更等の際にも、基金名称の変更について協議するなど、基金が寄附者の名を冠することは、大変重要であります。</p> <p>上記の事実経過を踏まえると、現在の基金の廃止・統合については、寄附者や故人の意に背くものと考えられ、基金事務における効率化という目的のためだけに、基金数を見直しすることは困難であります。なお、当基金の性質と事務効率化とを比較衡量しながら、検討して参</p>

意見又は要望とする事項	措置した内容
<p>附者の教育振興等に役立ててほしいという意向を受け、本市の教育行政に多大な寄与をしたことに対し、寄附者の名を冠した基金を新設してきた経緯があるため、昭和54年3月に現行条例を制定するまでは4つであった基金数が40年間で20増加し、それに応じて、基金の管理・運用に係る事務量も増加している。</p> <p>地方自治体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならず、常にその組織及び運営の合理化に努めなければならないとされている。また「経済財政運営と改革の基本方針2018」においては、地方自治体の基金の考え方・増減の理由・今後の方針に関し、統一的な様式での公表を促すとともに、容易に比較できるよう検討し、一覧化を目指すとされ、基金についても見える化が一層求められている。</p> <p>これらのことから、当該基金については、「篤志家から寄附のあった資金を効率的に運用し、奨学資金として貸与する」という本来の設置目的に立ち返り、同一の目的に複数の基金が設置されている現状を踏まえ、基金数の見直しを検討することを望むものである。</p> <p style="text-align: center;">(教育政策課)</p> <p>3 特定事項 (学校給食事務について)</p> <p>本市の学校給食納付金(給食費)に関する事務は、「市学校給食共同調理場管理規則」のほか「市学校給食関係事務取扱要領」や「学校給食事務の手引」で取扱いが定められている。主な事務手順としては、学校長が、学校給食共同調理場所長に当月分の給食費の内訳を報告し、その内容に基づく納入通知書により、保護者等から徴収した給食費を翌月10</p>	<p>ります。</p> <p>管理規則における納期限の規定については、市財務規則と整合を図るため、現在規則改正事務を行っているところであり、令和元年7月の教育委員会における審議を経て、改正規則を施行することとしております。</p> <p>また、「学校における働き方改革」も踏まえ、今後関係部局とも協議を行い、学校給食費徴収事務の運用体制のあり方について検討して参</p>

意見又は要望とする事項	措置した内容
<p>日までに市指定金融機関等に納入するものとなっている。</p> <p>具体的な取扱いは主に手引きに定められているが、管理規則においては、納期限が休日等に当たる場合の取扱いが現在の学校休業日に即していないほか、過月分について明確な定めがないため、市財務規則における収納金の払込み期限との関係が整理されていない状況となっている。</p> <p>運用面では、給食費の徴収・管理を主に担う学校において、その徴収方法は、現金での集金や口座振替による方法、年度末などは複数月分をまとめて徴収している場合もあり、各学校で異なるものとなっている。一方、国が進めている「学校における働き方改革」においては、学校が担う業務について、役割分担と適正化の観点から見直しが求められている。</p> <p>学校給食は、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、学校における食育の推進を図るものとされている。学校給食の目的を円滑に達成するため、学校給食事務に係る規程の整理を早急に行うほか、「学校における働き方改革」も踏まえながら、運用体制のあり方に係る検討に着手することを望むものである。</p> <p style="text-align: right;">(学校支援課)</p>	<p>ります。</p>